

第Ⅴ編 地震・津波災害予防計画

第1章 基本方針

第1節 重点的に取り組むべき対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
重点的に取り組むべき対策	□総務課危機管理室	□全課

～基本方針～

本町では、平成26年3月に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に位置付けられ、南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項を定める「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定しなければならないこととなっている。また、国が定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針」に示す防災対策を推進する必要がある。このため「平成23年東北地方太平洋沖地震」や「平成28年熊本地震」をはじめとした災害教訓を活かしつつ、「災害に強いまちづくり」を目指し、防災拠点や防災上重要な施設の耐震化推進さらに大規模災害にも抗することができる都市基盤の整備等を推進する。このようなハード面の対策と併せて、住民への迅速な防災情報の伝達や自主防災活動の促進及び効果的な応急対策のための事前対策推進などのソフト対策を組み合わせつつ、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を基本とした災害対策を充実させる。

また、本町の特性を考慮した現実的な災害対策を推進するため、国や県が実施する防災アセスメント調査の結果から、重点的に取り組むべき課題を抽出する。本計画では、その課題を踏まえ、地震による直接的な被害の防止や軽減を図りつつ、地震に伴う最大クラスの津波に対する備えを平行して進めていくことを基本方針とする。

「図Ⅴ.1.1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針」は資料編参照

第1. 重点対策

1. 地域の防災力を向上させるための住民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、住民、地域コミュニティおよび企業等が平常時から地震・津波に対する防災意識をもち、地震・津波災害に対する「備え」を具体的に実践していく必要がある。

- (1) 住民一人ひとりの防災意識の高揚や地震・津波災害に関する知識の向上
- (2) 地域とりわけ自治会や自主防災組織をはじめとする共助防災組織の強化
- (3) 地域企業の防災力向上のための産・官・学が一体となった防災体制づくり
- (4) 要配慮者などへの共助による災害に強い地域コミュニティの形成
- (5) 地震・津波に関する警戒避難体制の確立による「早期避難行動」による災害回避

2. 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

大規模な地震・津波発生時には、災害時優先電話の輻輳（ふくそう）や途絶なども考えられる。このことから、負傷者搬送のための救急隊と医療機関との相互通信や、町や国・県等による被害状況の把握および関係機関への伝達などに支障が生じないように、多様な通信手段の確保や情報収集・伝達体制の充実強化を図る必要がある。また、行政の厳しい財政事情や少子高齢化による活動能力の高い若手減少社会の環境などにも配慮して、災害情報を迅速に収集し正確に把握したうえで限られた防災資源を「集中と選択」により投入し、より効率的な防災対策を進めていく必要がある。

3. 建築物等の耐震化や堅牢化の推進

内陸型地震の発生時に死傷者が発生する主な要因としては、激しい地震動（大きな縦揺れ）に伴った住宅倒壊（圧壊）や火災によるものが圧倒的に多い。他方、東日本大震災では海洋プレート型の大きな横揺れ地震であったため、地震動による住宅の倒壊こそ少なかったが、元来地震に強いとされていた中高層ビルの長周期震動による基礎部損傷や地盤の液状化に伴った住宅基礎部での損傷があらたな被災形態として注目を集めた。また、大津波による被害は多くの家屋流出や人的被害をもたらしている。

これらから、本町で地震や津波に強いまちづくりを推進していくためには、住宅等の建築物の耐震化や津波に強い建築物の堅牢化、地盤の液状化対策に向けた対応等に取り組んでいく必要がある。

また、このような大規模な地震発生時に「公助」の役割を担う公共施設が被災すると、災害応急対応時に大きな支障をきたすことになるため、あわせて公共施設の耐震化についても取り組んでいくことが必要である。さらに、電気、水道、ガス等のライフラインの被災は住民の日常生活、企業の産業活動に深刻な影響がおよぶため、ライフライン施設についても積極的に耐震化や堅牢化に向けて取り組んでいく必要がある。

以上から、町は次の点を重点的に推進していくように努める。

- (1) 住宅、公共施設等の耐震化や堅牢化の推進
- (2) ライフライン施設の耐震化の推進
- (3) 公共施設の立地する土地や指定緊急避難場所の液状化対策の推進または移転の推進

4. 高齢者などの要配慮者に対応した防災体制の確立

地震発生時には子供や高齢者などの要配慮者が犠牲となるケースが多い。また、東日本大震災では公共交通網の交通機能が低下したため、都心を中心に大量の勤務者や観光者等の帰宅困難者が発生して社会的問題になった。このため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の迅速な避難情報の提供、避難誘導・避難者受入れ体制の強化など、あらたな視点に立った防災体制を確立させていく必要がある。

- (1) 子どもや高齢者などの要配慮者対策の充実
- (2) 平常時は地域に居住しない一時滞在者（外来者）に対する避難対策の充実
- (3) 沿岸部における津波に対する早期避難体制の確立
- (4) 帰宅困難者の一時的な収容体制の整備
- (5) 津波防災地域づくり法に基づき、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者にも、避難確保計画の作成と避難訓練の実施

5. 学校における防災教育の推進

災害は突然に、しかも想定外のことが起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感をもち、自らの判断で行動できる児童生徒の育成に努める必要がある。

- (1) 教職員および児童・生徒の防災に関する知識の習得
- (2) 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成
- (3) 各学校における防災管理・組織活動の充実・徹底

6. 海溝型巨大地震に対する海岸地域における防災体制の確立

国の中央防災会議が公表した南海トラフの巨大地震の被害想定では町域では震度5強の強い地震動が想定されている。また、津波被害については最大津波高が3.4m程度とされているが、これによる津波浸水は想定浸水深1m以下として計10ha程度の比較的狭い範囲に被害が想定されている。

しかしながら、国の津波災害対策の基本的な方針は、

- (1) 発生する頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

と2つのタイプを今後起こりうる災害態様として想定しており、まずは「住民が津波から安全に逃げ、人命を守ること」を強く求めている。

特に、本町の海岸部には荻田港をはじめとして臨海工業地帯が操業中であり、荻田火力発電所などの重要施設もあるほか、近年では町の中心部から海岸域へ向かう宅地開発も進行しつつあるため、町は現在想定されている規模を超える海溝型の地震に伴った津波による被害抑制のため、その防災体制について次のような方針を立て、その確立に努めるものとする。

なお、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。

- (1) 津波を伴う海溝型の地震に関する防災知識の住民への普及・啓発
- (2) 最大クラスの津波から人的被害をなくすための早期避難行動の徹底

- (徒歩避難、津波避難ビルや高台への早期避難および避難施設の耐浪化や防災拠点化)
- (3) 自助、共助、公助が町で一体となった津波災害回避に向けた防災対応
 - (4) 要配慮者に対する早期の避難誘導対応と避難後のケアの徹底
 - (5) 本町の地域特性に応じた津波警報等の内容に応じた適切な避難指示の発令基準に関する検討
 - (6) 津波警報等の津波に対する警戒避難体制や早期の情報伝達体制の確立
 - (7) 津波避難訓練や津波防災教育による平常時からの津波災害減災に向けた対応

第2節 地震・津波災害予防計画基本方針

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
地震・津波災害予防計画基本方針	□総務課危機管理室	□全課

～基 本 方 針～

町は、前節の「重点的に取り組むべき対策」を受け、地震・津波災害予防計画においては、次の内容を基本方針として予防対策を推進する。

1. 人命損失防止対策の重点的な推進

地震災害時には、地震動だけでなく津波やさまざまな要因による人的被害発生が予想される。このような被害を抑制または軽減するには、日頃からの早期避難等の予防対策が重要である。町は、最新の県地震に関する防災アセスメント調査や町防災アセスメント調査等の検討成果を踏まえつつ、特に地震動に伴う老朽家屋の倒壊や津波浸水などによる人的被害の防止対策について強化を図っていくこととする。

2. 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。町は、それらを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3. 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県や本町が実施した地震に関する防災アセスメント調査結果等をもとに、災害が発生する危険性が高い土地の情報を的確に住民に伝えつつ、住民と地域さらに町が協力し、より安全な土地利用に向けた取組みを推進する。

- (1) 県や本町が実施した地震に関する防災アセスメント調査や、国の中央防災会議によるさまざまな地震被害想定結果並びに活断層調査結果等を参考にしつつ、より高精度の災害関連情報の収集・整理に努めつつ、住民や地域さらに町が共通情報として利用できる災害危険情報として整備していく。
- (2) 災害の危険性の高い地域については、情報の提供や現行法に基づいた規制等を活用しつつ、より安全な土地利用を指導並びに誘導する。また、将来の都市計画等においても、地震や津波に強い都市構造の形成に向けて検討するよう心がける。
- (3) 海洋型地震に伴う津波浸水災害を抑制するため、町は、沿岸低地部や小波瀬川河口付近部の津波浸水が予想される地区に対し、新規土地開発や土地の利用に際しては、その危険性を周知・徹底を図りつつ、家屋や建築物の高層化や耐浪化さらに基礎の嵩上げ等の対策を助言していくとともに、津波襲来時の緊急避難ビルの追加指定などについて、地域や事業所と連携して取り組んでいく。

4. 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災では直下型の激しい地震動により、市役所、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等、防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災初動対応に大きな支障をきたしたことから、さらに東日本大震災では防災上重要な施設が津波や津波浸水によりその機能を長期にわたって停止し、応急対策機能が著しく低下したことなどが災害教訓として得られている。これらを総合的に考慮し、町は、防災基幹施設に対する防災拠点化整備を重視する。この場合、国や県地震に関する防災アセスメント調査結果等を参考にしつつ、町の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮しつつ各種の防災対策や施設整備を推進していく。

5. 防災力の向上

大規模な地震災害時には防災関係機関の「公助」だけでは対応できないことから、町は防災関係機関における防災力の向上のほか、住民一人ひとり、地域の自治会や自主防災組織さらに事業所等による「自助」並びに「共助」と連携した総合的な防災力向上を推進する。

6. 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時において、より効果的な応急対策活動を実施するため、町は平常時から必要な事前対策を計画的に推進する。特に、南海トラフによる巨大地震等に伴う津波被害に対しては、地震発生直後における津波情報（予警報・到達予測内容等）の迅速な伝達等、情報連絡体制を強化するなどして、町沿岸域での被害を抑制するとともに平常時から国・県や空港・港湾施設管理者さらに沿岸部の隣接市町担当部署等と密接な連携体制を構築することで一層迅速な避難行動や応急対策が行えるよう努める。

なお、最新の県地震に関する防災アセスメント調査によると、小倉東断層（中央下部）による内陸型地震を想定した場合において、想定震度が「6 強」と最も大きく、本町では人的被害が死者 11 人、家屋被害は全半壊合わせて 300 棟以上となる想定結果となっている。

「表Ⅰ.4.10 荻田町の地震想定被害に関する総括表」は資料編参照

第2章 防災基盤の強化

第1節 都市構造の防災化

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 建築物不燃化の推進	☐ 都市計画課	☐ 建設課 ☐ 総務課危機管理室
第2 防災空間の確保 並びに整備、拡大	☐ 都市計画課	☐ 総務課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 交通商工課 ☐ 建設課
第3 市街地再開発・ 土地区画整理事業の推進	☐ 土地区画整理課	☐ 財政課 ☐ 都市計画課 ☐ 上下水道課 ☐ 九州電力(株)等

～基本方針～

町は、避難地や避難路、延焼遮断帯等となる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設や防災安全街区の整備を推進し、くわえて防災拠点となる建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進、老朽木造住宅が密集する市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による防災機能を組み込んだ市街地の面的整備、水面・緑地帯の計画的な確保並びに防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を推進する。

第1項 建築物不燃化の推進

第1. 計画目標

町が実施する地震・津波災害に対する予防対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第5節「都市防災化計画」に準ずるものとする。

第2項 防災空間の確保並びに整備、拡大

第1. 計画目標

地震・津波災害に対する予防対策は、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第5節「都市防災化計画」に準ずる。町は、地震・津波災害については、特に次の事項に関する措置を講じるなどして計画の万全を期するものとする。

1. 計画方針

都市公園整備を計画的に進め、避難場所としての確保、地震・津波に伴った同時火災による住宅地等の延焼抑制および防災公共空間としての拠点用地としての利用並びに救護活動拠点等としての活用等を図っていくことを目的として積極的に整備を推進する。

2. 都市公園の整備

災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有する都市公園の整備等について、「第5次荏田町総合計画」などの町基本計画やまちづくり計画と整合性を保ちつつ、より積極的に整備を推進する。

第3項 土地区画整理事業等の推進

第1. 計画目標

地震災害に対する予防対策は、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第5節「都市防災化計画」に準ずる。特に町は、地震・津波対策として次の事項に関する措置を講じることで万全を期する。

1. 災害に強いライフライン共同収容施設の整備

町は、地震災害に比較的強いとされる国土交通省が敷設する情報BOX等を活用するほか、ライフラインの地中共同収容施設などを整備・活用していくことにより、道路構造の弱体化や交通障害・道路陥没などの事故を防止し、電柱・架線等の倒壊や断線など応急対策活動に支障をおよぼす物件を排除し、都市施設の整備と防災都市づくりを図る。

2. 避難地（広域避難場所等）等の整備

町は、震災時に住民を安全に避難させるため、広域避難場所や避難路を次のような事項について留意しつつ選定並びに整備し、住民への周知に努めていくものとする。

(1) 広域避難場所等の選定

市街地を要避難地域および非焼失地域に区分し、広域避難場所を非焼失地域内で選定する。要避難地域、非焼失地域、広域避難場所および火災に対する避難圏域の選定基準については、概ね次のとおりとする。

1) 要避難地域

- ① 木造建物の建ぺい率が概ね10%を超える街区が連続した市街地であり、その面積が広域におよび、火災時に住民が組織的・計画的に避難する必要がある地域。
- ② 浸水、山崩れおよび地すべり等の被害が生ずるおそれのある地域。

2) 非焼失地域

要避難地域以外の地域。

3) 広域避難場所

- ① 火災延焼によって生じる輻射熱や熱気流等に対して避難者の安全が確保できる場所であること。特に周辺市街地の火災による輻射熱を考慮し算出した安全面積が概ね10ha以上であること。ただし、10ha未満のものであっても周辺地域に耐火構造物が存在する等しており、火災に対し有効な遮蔽ができる場合には選定できる。
- ② 危険物、大量可燃物等の災害の発生要因および拡大の要因となるものが存在しないこと。
- ③ 河川はん濫や内水はん濫等、冠水・浸水等の危険のないこと。
- ④ 避難者が安全に到達できる避難路と連絡されていること。
- ⑤ 一定期間の避難者の応急救護活動が実施できること。

4) 火災に対する広域避難場所等に避難する住民の居住地域の範囲

- ① 広域避難場所等の収容可能人口については、避難者1人当たりの必要面積を概ね1㎡以上として算定すること。
- ② 火災に対する避難圏域の境界は、原則として町または丁目の単位とするが、これらの区画が明確にされていないような場合においては、道路、河川、鉄道等を境界とすること。
- ③ 広域避難場所等の収容可能人口が不足するため、住民等が最短距離にある広域避難場所等に避難することができない場合等では、歩行距離増分が極端に増加しないよう留意し、各町・丁から広域避難場所等までの歩行負担がなるべく均等になるよう配置すること。
- ④ 火災に対する避難圏域は夜間人口により定めるものとするが、昼間人口が増加する地域では避難場所等の収容可能人口に余裕を持たせること。

(2) 避難路の選定

広域避難場所等へ避難するための避難路は、次の基準により選定する。

- 1) 沿道に耐火建築物が多いこと。
- 2) 落下物、倒壊物等による危険または避難障害のおそれが少ないこと。
- 3) 広域避難場所等の周辺では、できるだけ進入路を多くとること。
- 4) 自動車の交通量が比較的少ないこと。
- 5) 危険物施設等に係る火災、爆発などの危険性が少ないこと。
- 6) 防火水槽および自然水利の確保が比較的容易であること。
- 7) 浸水により通行不能になるおそれがないこと。
- 8) 通行障害発生時の代替道路のことも考慮すること。

(3) 広域避難場所等の整備

1) 避難地（広域避難場所等）の標識等

避難誘導を円滑に行うため、避難場所周辺に避難場所の標識を設置するとともに、遠方からも確認できるよう市街地の状況に応じて必要な広域避難場所等についてのランド・マークを設置する。

2) 給水施設

広域避難場所等における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

- ① 広域避難場所内または周辺浄水場、配水場の貯留水を利用するための必要な資機材（ポンプ等）を整備する。
- ② 広域避難場所内または周辺の公共施設、私有ビル受水槽の活用等について施設の管理者等と調整または協議を推進する。
- ③ 必要に応じ大型貯水槽を設置するため、設置スペース等を確保しておく。

3) 救護所等

広域避難場所における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう、広域避難場所内部に対する整地または公共用地としての追加取得に努めつつ、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設および放送施設を整備する。

4) 進入口

進入口が不足し、避難者が滞留するおそれのある広域避難場所については進入口の拡幅、増設を行う。

(4) 避難路の安全確保

町および関係機関は、次により広域避難場所等の安全確保を図る。

1) 火災に対する安全性の強化

- ① 避難路の沿道は、避難者を市街地大火から守るため有効な耐火建築物の整備を促進する。
- ② 貯水槽等の消防水利施設その他避難者の安全のため、必要な施設を整備する。

2) 主要道路における施設等の整備

主要な道路については地震発生後に一般車両の一時通行禁止措置を行う場合に必要施設等を整備するよう努める。

3) 危険物施設等に係る防災措置

① 危険物施設等

避難路沿いの危険物施設、高圧ガス施設等の安全促進の指導を強化する。

② 上水道施設

上水施設等の事故を未然に防止するため、主要道路面の漏水に伴う陥没や異常な路面湧水等がないか巡回点検を強化するとともに、必要な配水本管等の取替えおよび防護を計画的に実施する。

③ 電力施設

避難路の安全を確保するため次の措置を講じる。

ア. 設備強化

- a. 避難路に設置する支持物には、コンクリート柱を使用する。
- b. 電線の混触による短絡断線防止策として絶縁電線を使用する。
- c. 柱上変圧器の落下防止策として強度向上を図った工法を採用するとともに、開閉器については、高信頼度の真空中開閉器を使用する。

イ. 設備管理

避難路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備への巡回点検を強化する。

4) その他の占用物件

避難路に係るその他占用物件については、巡回点検を強化するとともに、震災時における危険性、当該物件の公共性を勘案し、必要に応じて物件除去などの措置を講じる。

(5) 津波避難場所等の選定

町は、想定を超える津波による被害を常に念頭に置き、町の沿岸部並びに小波瀬川河口付近などを対象として、周辺地域より高台となっている公園や中高層ビルなどを緊急津波避難場所（津波避難ビル）として選定するよう努める。また、あわせてこれらの避難場所と町本庁舎との連絡設備を整備するよう検討に努めるほか、中高層ビルの施設管理者と災害時の応援協定を締結していくよう努める。

第2節 建築物等の安全化

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第 1 建築物等の耐震性の確保	☐ 財政課施設管理室	☐ 建設課 ☐ 総務課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 各施設所管課
第 2 土砂災害防止施設等の整備	☐ 建設課	☐ 農政課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 都市計画課 ☐ 土地区画整理課
第 3 河川施設等の安全対策	☐ 建設課	☐ 総務課危機管理室 ☐ 農政課 ☐ 上下水道課
第 4 交通施設の安全対策	☐ 建設課	☐ 交通商工課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ JR九州(株)等 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第 5 ライフライン施設の安全対策	☐ 上下水道課	☐ 総務課 ☐ 西日本電信電話(株)等 ☐ 九州電力(株)、九州電力送配電(株)
第 6 中高層建築物の安全化対策	☐ 消防本部	☐ 都市計画課 ☐ 建設課 ☐ ガス事業者 ☐ 行橋警察署(苅田交番)
第 7 文化財災害予防対策	☐ 生涯学習課	☐ 消防本部 ☐ 学校機関

～基本方針～

地震・津波に強いまちづくりを行うに当たっては、建築物、土木工作物、通信施設、ライフライン施設並びに防災関連施設等の諸施設の耐震性を確保する必要がある。

町は、「苅田町耐震改修促進計画」等の策定を通じ、それらの施設の種類や目的等による要求性能に応じた耐震化や強靱化に向けた性能向上に努める。

第1項 建築物等の耐震性の確保

第1. 計画目標

建築物等の地震災害に対する予防対策は、本項で定めるほか、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第6節「建築物および文化財等災害予防計画」に準ずる。

特に地震・津波災害に対しては、町は、次の事項に関する措置を講じつつ、防災に万全を期するとともに、「苅田町耐震改修促進計画」に基づいた町域の公共および民間建築物に対する耐震診断や改修促進を推進していく。

1. 公共建築物の耐震性の確保

(1) 町有施設の耐震性確保に関する方針

1) 新築建築物

新設される町有施設については、「荇田町耐震改修促進計画」の策定内容等に基づきつつ、地震時および地震後において施設に必要とされる様々な機能や建築物用途の重要性に応じた耐震性確保に努めていくものとする。

2) 新耐震基準以前に建築された建築物

次の施設について計画的かつ重点的に耐震診断・改修を推進する。

特に①、②および③の施設については、地震動時や津波襲来時および地震動後に当該施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震・耐浪の安全性向上に努めるものとする。

- ① 災害応急対策活動に必要な施設
- ② 指定一般避難所として位置づけられた施設
- ③ 多数の住民が利用する施設

3) 新耐震基準以降に建築された既存建築物

次の施設について、地震動時や津波襲来時および地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性の向上に努めるものとする。老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

- ① 災害応急対策活動に必要な施設
- ② 指定一般避難所として位置づけられた施設
- ③ 多数の住民が利用する施設

(2) 既存町有施設等の耐震性確保に関する取組み

1) 町有施設

「荇田町耐震改修促進計画」に基づいた耐震診断・耐震改修の実施

2) 教育施設等

- ① 学校建築は、仮設等の附属施設を除き、原則として耐震・耐火構造とする。
- ② 老朽施設については、順次更新または補強を図る。
- ③ 社会教育施設、社会体育施設および文化施設は、地震防災上必要な補強を図る。

3) 町営住宅

町営住宅については、防災および生活環境の改善等の観点から、「荇田町公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、順次耐震診断を行い必要に応じ改修を検討する。

4) 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築または補強を図る。

2. 一般建築物の耐震性の確保

町は、県が実施する次の一般建築物の耐震性確保対策に協力しつつ、建築物の耐震性向上を図るよう努める。

- (1) 耐震化の必要性、耐震工法や補強方法等の技術知識について、パンフレット等により広く住民に普及・啓発を図る。
- (2) 耐震改修相談窓口の開設など、耐震建築に関する情報提供を行う。
- (3) 建築士団体などとの連携により、民間建築物の耐震性の確保を図っていく。

3. 緊急輸送路沿道の建築物等の耐震診断の実施等

建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成 25 年 11 月施行及び平成 31 年 1 月施行）により、県又は町が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（一定規模以上の建築物及びブロック塀等）の所有者に対し、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられた。

町は、「福岡県建築物耐震改修促進計画」及び「苅田町耐震改修促進計画」に基づき、国・県と連携して、当該建築物の所有者に対し、耐震診断や耐震改修の指導・啓発等により耐震化の促進を図る。

4. その他の安全対策

(1) エレベータ閉じ込め防止対策

町は、既設エレベータの安全性について建築物の所有者等に周知し、「P 波感知型地震時管制運転装置」の設置等を推進する。

また、エレベータ器機の保守会社は、エレベータ閉じ込め等からの早期救出または運転休止からの早期復旧のため、人員の確保、通信の多様化並びに迅速な移動手段の確保、復旧優先順位の検討などの応急復旧体制の整備を図るものとする。

(2) 窓ガラス等の落下防止対策

町は、地震発生時に建築物の窓ガラス、外壁タイルおよび看板等の落下による危険防止のため、建築物の所有者や管理者に対し、落下防止対策の重要性について啓発や指導等を行う。特に建築物の窓ガラスの耐震設計については国の告示（昭和 53 年 10 月の建設省告示第 1622 号）以前に建てられた建築物については、必要に応じて調査を行い、所有者に改善に向けた指導などを行う。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

町は、ブロック塀などの倒壊防止のため、業界団体などの連携によるブロック塀等安全対策推進協議会と連携し、ブロック塀の安全点検および耐震性確保の必要性について、広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方および点検方法、補強方法などの普及啓発やブロック塀などへの巡回指導等を行う。

(4) 工事中の建築物に対する指導

町は、落下物に対する防護、土留め工事における崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

(5) 建物内の安全対策

1) 学校校舎

校長は、テレビや壁掛け掲示物をはじめ、ロッカー、書棚、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒・落下等の防止対策を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるよう十分に配慮する。

2) 社会福祉施設、病院、保育所等

施設管理者は、備品等の転倒・落下等の防止対策を行い、安全性を強化するとともに、入所者、職員等の安全と避難通路が確保できるよう十分配慮する。

3) 庁舎

町は、庁舎における備品等の転倒・落下等の防止対策を行い、職員等の安全と避難

通路確保のための安全性を強化するとともに、ロッカーやコンピューター等に蓄積されている重要データの毀損防止等を図る。

4) 民間建築物

建築物の所有者は、建物内のタンス、食器棚、本棚、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下防止やガラスの飛散防止等の対策を行う。

(6) 公共施設および危険物施設の点検整備等

町および施設管理者は、道路、河川、ため池、治山施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の施設機能および周囲の状況に応じた耐震性等の点検整備を行うものとする。また石油類、高圧ガス、毒物劇物および火薬類等の危険物施設の耐震性確保並びに緩衝地帯の整備等を促進するものとする。

(7) その他の対策

町は、自動販売機の転倒や煙突折損等の防止について、所有者や管理者を指導しつつ安全確保に努める。

第2項 土砂災害防止施設等の整備

第1. 計画目標

阪神・淡路大震災をはじめ過去に発生した大地震では、地震に伴う山崩れや崖崩れ、宅地造成地の地すべり性の崩壊等の土砂災害により、大きな人的・物的被害を出した。

そのため、町、県および関係機関は、県が作成・公表する土砂災害危険箇所マップ等を参考にしつつ、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態調査により危険箇所における災害防止対策を実施するとともに、危険区域への指定等の必要な処置を行う。

1. 急傾斜地崩壊対策

急傾斜地崩壊対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

2. 地すべり対策

地すべり対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

3. 土石流対策

土石流対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

4. 山地災害対策

山地災害対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第3節「土砂災害防止計画」に準ずる。

第3項 河川施設等の安全対策

第1. 計画目標

1. 河川施設の耐震対策

町は、地震発生や津波襲来により、河川港湾施設の損壊や堤防の決壊等による浸水被害等が予想されるため、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第2節「治水・治山計画」に準じた対策を行うとともに、堤防、ダム、水門および排水機場等の河川関連施設については重要度・緊急度の高いものから耐震化・耐浪化に向け、県等の関係機関と連携し対策を進める。

第4項 交通施設の安全対策

第1. 計画目標

交通施設等の地震災害に対する予防対策については、本項で定めるほか、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第10節「交通施設災害予防計画」に準ずる。

特に、地震・津波対策に関しては、町は次の事項に関する措置を講じつつ対策に万全を期する。

1. 道路施設

(1) 道路の整備

地震・津波後の道路機能の早期確保のため、町が所管する道路については、のり面等危険箇所への緊急点検調査を実施し、それらの結果に基づき補修等対策工事の必要な箇所に対する整備を検討する。なお、県、国等の他の機関が所管する道路については、町はこれらによる応急対策等の実施に協力する。

1) 道路のり面、盛土欠落危険箇所等の調査

道路のり面の路面崩落が予想される箇所および路体崩壊が予想される箇所などを把握するため、町は国・県と連携し「道路のり面、盛土欠落危険箇所に対する緊急点検調査」を実施する。

2) 道路の防災補修工事

前項1)の調査に基づき、町は所管する道路の防災補修工事が必要な箇所について、国・県等とも連携しつつ工法決定のための測量や地質調査並びに設計等を行い、対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

地震・津波後における橋梁の機能確保のため、町が所管する橋梁については耐震点検調査を実施し、対策工事の必要な箇所を指定し、必要に応じ橋梁補修、耐震補強や架け替えについて検討を行う。

なお、県、国等の他所管橋梁については、対策工事等の実施に協力する。

(3) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、沿道倒壊物や落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、町はレッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備や増強について、あらかじめ関係機関、建設業者・団体との間で応援協定等を締結するなどして道路啓開用の資機材を準備しておくものとする。

2. 鉄道施設

(1) 九州旅客鉄道(株)

九州旅客鉄道(株)は、土木、建築、鋼橋設計要領に基づいて構造物を築造しているが、火災その他の予想される災害に対し、管理施設がより一層安全を要求される施設として認識し、施設の耐震性を確保するように努める。

3. 港湾・空港施設の安全対策

(1) 九州地方整備局苅田港湾事務所、福岡県苅田港務所、大阪空港局北九州空港事務所

港湾・空港施設の安全対策については、土木、建築、鋼橋設計要領などにより構造物を築造しているが、施設の管理者は津波、火災その他の予想される災害に対しより一層安全が要求される施設として認識し、施設の耐震性や耐浪性を確保するように努める。町は、施設の管理者が行う対策について、必要に応じて協力する。

第5項 ライフライン施設の安全対策

第1. 上水道施設の安全対策

1. 計画目標

町は、地震・津波災害による上水道の被害を最小限にとどめ、すみやかに飲料水の供給を確保するために、次の予防対策および一般災害対策編第Ⅱ編第1章第9節「上水道・下水道施設災害予防計画」に準じた給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

2. 対策

水道施設整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に準拠しつつ、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、施設の耐震性および供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用の連絡管や給水用資機材の確保等を含めた必要な施設の整備増強を図る。

第2. 下水道施設の安全対策

1. 計画目標

町は、市街化の進展に対応し、津波浸水等の被害を防止するために汚水の迅速な排除が行えるように努めるとともに、市街地の環境整備および公共用水域の水質汚濁を防止するため、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第9節「上水道・下水道施設災害予防計画」に準じた対策を行う。また、これらとともに下水道施設設計および施工に当たっては、耐震性対策等を講じていくよう努める。

2. 対策

(1) 耐震性の強化

既設下水道施設については、町は耐震性能の調査を推進し、老朽管等については必要に応じ補強、敷設替、改築工事を推進する。また、新設下水道施設については、日本下水道協会が制定した「下水道施設の耐震対策指針と解説」に基づきつつ、耐震性の強化を図る。

(2) 動力源の確保

地震時においては、停電等による二次的災害を考慮し、最小限の排水機能を確保するために、自家発電設備をはじめとする動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

(3) 施設機能の維持

民間事業者等との協定締結等により発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。

第3. 国内通信施設の安全対策(西日本電信電話(株)等の電気通信事業者)

1. 計画目標

国内通信施設の安全対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第8節「一般通信施設・放送施設および電気・ガス施設災害予防計画」に準ずる。

第4. 電気施設の安全対策(九州電力(株)、九州電力送配電(株))

1. 計画目標

電気施設の安全対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第8節「一般通信施設・放送施設および電気・ガス施設災害予防計画」に準ずる。

第5.ガス施設の安全対策（西部ガス(株)）

1. 計画目標

ガス施設の安全対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第8節「一般通信施設・放送施設および電気・ガス施設災害予防計画」に準ずる。

第6項 中高層建築物の安全化対策

第1. 計画目標

中高層建築物の安全化対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第7節「中高層建築物災害予防計画」に準ずる。

第7項 文化財災害予防対策

第1. 計画目標

文化財の予防対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第1章第6節「建築物および文化財等災害予防計画」に準ずる。

第3章 町民等の防災力の向上

第1節 町民が行う防災対策

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
町民が行う防災対策	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 住民課

～基 本 方 針～

荏田町民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という「自助」の防災における基本精神に基づき、自らが各種手段を講じるとともに地域の防災活動に参加して「共助」の一員をなすなど、平常時から災害に対する備えを進める。

町は、さまざまな手段・機会を活用し、町民の防災意識の高揚を支援する。

第1. 計画目標

地震災害に対する町民が行う予防対策については本節で定めるほか、一般災害対策編第Ⅱ編第2章第1節「町民が行う防災対策」に準ずる。

町は、特に次の事項に関する措置を講じるよう町民に働きかける。

1. 住宅等の安全点検

町民は、地震・津波災害から自らの安全を確保するための対策として、平常時より、住宅等の安全点検や補強の実施（家屋の耐震化、耐浪化、家具の転倒防止、棚上物の落下防止並びにガラス飛散防止等）に努める。

2. 地震保険の活用

地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。火災保険では地震・津波等による被害は補償されないことから、地震保険は被災者の住宅再建にとって有効な手段の1つである。

そのため、町民は、地震保険の活用を検討する。

第2節 自主防災体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
自主防災体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団

～基 本 方 針～

地震・津波災害時には、住民や事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するうえで極めて重要である。

従って、町は、地域住民や事業所等が迅速かつ的確な防災行動がとれるよう、地域や職域における自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努めるものとする。

住民は、大規模な地震・津波災害時において、防災機関の応急活動が遅滞するような事態に対し、その被害の防止や軽減を図ってくため、「自分の命は自分で守る（自助）」、「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」を基本に、個人・家庭、地域、自主防災組織が平時および災害発生時において、それぞれの役割を自覚しつつ災害への備えを図る。

第1. 計画目標

自主防災組織の整備計画は、一般災害対策編第Ⅱ編第2章第2節「自主防災体制の整備計画」に準ずる。特に、次の地震時における自主防災体制と役割・項目を参考に体制の整備を図る。

1. 自主防災体制の役割・項目

住民並びに地域の自主防災組織（自治会）は、資料編を参考にしつつ、各々の役割を認識して、災害の抑制と拡大の防止に努めるものとする。

「表Ⅴ.1.1 個人・家庭、地域、自主防災組織等の役割項目例」は資料編参照

第3節 企業等防災対策の促進

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
企業等防災対策の促進	☐ 交通商工課	☐ 総務課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 消防本部 ☐ 消防団

～基 本 方 針～

企業等は、災害時に果たす役割（人命の安全確保、二次災害防止、事業継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、企業内で積極的に防災組織を編成するなどして、地域と連携した防災活動に取り組むことにより、地域における防災力の向上に寄与していくよう努めていくものとする。

第1. 計画目標

地震災害に対する企業防災等の整備計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第2章第3節「企業等防災対策の促進計画」に準ずる。

第4節 防 災 知 識 の 普 及

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
防災知識の普及	□総務課危機管理室	□総務課 □消防本部 □消防団

～基 本 方 針～

地震・津波災害に強いまちづくりを推進するために、町および自主防災組織（自治会）、防災関係機関は、職員や町民に対し地震・津波に関する防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ちつつ、単独または共同して地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識普及や啓発を推進する。

特に、地震および津波については、内陸直下型の地震による揺れ方とこれに伴って想定される被害の態様、海洋型プレート地震に伴う揺れ方とこれに伴った津波の態様などの違いについて、専門技術者による講習会への参画なども踏まえつつ次のような事項について周知・徹底を図る。

- (1) 我が国の沿岸は、どこでも津波が来襲する可能性があること。
- (2) 強い地震（震度4程度）を感じたときや弱い地震であっても長時間ゆっくりとした横揺れを感じた場合には、津波来襲の可能性があるため、ただちに海岸線や河口域から離れ高台や高層ビルに自主避難する必要があること。
- (3) 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波からはじまる可能性があること。また第二波、第三波などの後続波の方が津波の高さとして大きくなるケースがあること。
- (4) 津波の危険性は、強い揺れを体感しなくても津波が押し寄せてくる津波地震や遠地地震によるケースがあること。
- (5) 津波浸水に対するために、沿岸地域では常に津波浸水による孤立や緊急避難行動を想定し、最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水等の自己備蓄や非常持出し品等の常時の整備が必要であること。
- (6) 避難行動が遅くなり地域内にとり残されがちな要配慮者を、早期かつ安全に避難させるためには地域一体となった共助活動が最も重要な役割を果たすこと。
- (7) 海洋型の地震は一般的にゆっくりとした強い横揺れが長時間続くため、揺れが収まった段階で時間をおかずに津波が来襲してくるケースも考えられるため、警報や注意報の発令とともに起こす具体的な避難行動について、家族や隣近所とあらかじめ決めておき、迅速な避難行動に移ることができる体制を構築しておくこと。

第1. 計画目標

地震・津波災害に関する防災知識の普及計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第2章第4節「防災知識普及計画」に準ずるものとする。

なお、防災知識普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮し、地域にて要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努める。

第5節 防災訓練の充実

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
防災訓練の充実	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団 ☐ 防災関係機関

～基 本 方 針～

町および防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化並びに住民の防災意識の高揚を図ることなどを目的として、関係機関やその他関係団体、要配慮者も含めた地域住民等と合同・連携した各種災害に関する訓練を実施する。

特に、南海トラフにともなう巨大地震については、内陸直下型地震と比較すると極めて長時間にわたる大きな横揺れと、強い地震動にともなった災害だけではなく、時間をおかずに来襲する津波災害に対する注意が必要である。これらのことから、町は地震・津波災害の発生するケースを区分したうえで、その態様や危険性を周知・徹底することにより、住民に対し被害軽減と安全確保の方策等について、定期的な防災訓練等を通じ指導・助言をしていくものとする。

第1. 計画目標

地震・津波災害に対する防災訓練計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第2章第5節「防災訓練計画」に準じつつ、次のような訓練を計画して実施するものとする。

1. 総合防災訓練

町は、国や県の地震に関する防災アセスメント検討結果に基づき、いくつかの地震・津波災害のパターンと予想される被害を想定しつつ、これらに基づいた警戒避難体制の立ち上げ、避難情報に関する伝達訓練並びに避難誘導や応急対策活動について、一連の流れとして防災訓練を実施する。

なお、町は総合防災訓練の計画に当たっては、地域関係機関や事業所等にも訓練の実施について周知し、町単独訓練としてではなく地域としての総合防災訓練となるよう、国や県、関係機関と調整のうえで実施することが望ましい。

2. 各種訓練

- (1) 応急対策計画確認訓練
- (2) 組織動員訓練
- (3) 非常通信訓練
- (4) 水防訓練
- (5) 消防訓練

- (6) 医療救護訓練
- (7) 被災建築物応急危険度判定訓練

3. 住民の訓練

- (1) 出火防止訓練
- (2) 初期消火訓練
- (3) 緊急地震速報対応行動訓練・避難訓練（地震・津波）
- (4) 応急救護訓練
- (5) 災害図上訓練
- (6) 情報の収集および伝達の訓練
- (7) 炊き出し訓練

4. その他の地域の特性に応じた必要な訓練

本町は小波瀬川上流の内陸部と交通結節点となっている町市街地、さらに臨海部と多様な地域特性を有していることから、町はこの地域特性と予想される災害特性を考慮した訓練計画を住民と連携しつつ実施するように努める。

第4章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 応援体制等の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
応援体制等の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団 ☐ 防災関係機関 ☐ 自衛隊 ☐ 行橋警察署(刈田交番)

～基 本 方 針～

大規模な地震・津波災害時における応急対策を、より迅速・的確に実施するためには、広域的かつ専門的な支援・協力体制を得ることが不可欠である。

このことから、町は、各関係機関と相互応援協定を締結するなどして平常時から応援体制などについて整備しておくものとする。

第1. 計画目標

地震・津波災害時の応援体制整備計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第1節「応援体制等整備計画」に準拠するものとし、町は、次のような応援体制について整備に努めるものとする。

1. 市町村間等の相互協力体制の整備

地震・津波災害の大きな特徴として広域での被害の発生が挙げられる。特に周防灘に面する本町では、海洋型の巨大地震が発生した場合には津波による被害を想定しておく必要があることなどから、町は、平常時から隣接市町と地震や津波に関する情報の相互共有も含めた協力体制を確立しておくよう努める。

2. 町・県と自衛隊との連携体制の整備

地震・津波災害は広域かつ甚大な被害となることが予想されるため、町は、平常時から県や自衛隊と連携体制を設備・構築し、迅速な相互支援体制を構築しておく。

3. 防災関係機関の連携体制の整備

- (1) 警察（福岡県警察本部）
- (2) 消防機関（消防本部、京築広域消防本部など）
- (3) 九州地方整備局（TEC-FORCE）
- (4) 食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤および所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制

4. 応援活動のための体制整備

- (1) 支援活動の準備
- (2) ボランティアとの連携体制の充実
- (3) 航空機による相互応援体制
- (4) 活動拠点の指定

5. 受援計画の実効性の確保

「荏田町災害時受援計画」（令和元年 6 月策定）が災害時に効果的に運用されるよう、職員や関係機関等への周知徹底を図るとともに、当該計画に基づく応援の受け入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

第2節 防災施設・資機材等の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第1 町災害対策本部体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 全課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団
第2 防災拠点施設等の整備	☐ 総務課	☐ 総務課危機管理室 ☐ 財政課 ☐ 学校機関 ☐ 関係各課

～基 本 方 針～

町は、地震・津波災害に関する応急対策の円滑な実施のため、町災害対策本部体制の確立や必要な施設および資機材等の整備並びにそれらの充実に努めるものとする。

第1項 町災害対策本部体制の整備

第1. 計画目標

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対処するため、町災害警戒本部体制や町災害対策本部体制等の確立を図るものとする。

1. 初動体制の整備

町は、町災害対策本部各班にて実情に応じた職員非常参集体制の整備に努める。たとえば参集基準の明確化、連絡手段や参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎確保、携帯電話（携帯メール）等を用いた参集途上での情報収集活動並びに情報の統括・分析あるいは伝達手段の確保方法などについて、事前に検討しその体制を確立しておくものとする。

また、交通の途絶や職員または職員の家族等の被災等により、動員が困難となる場合も想定し、応急対策が代替性をもって実施できるよう図上演習等を踏まえながら検討し、より効果的な参集訓練等の実施に努める。

さらに町災害対策本部各班の実情を踏まえ、「荊田町災害時職員初動マニュアル」等を活用して、職員に初動対応の重要性や具体的な災害応急対策の内容などを周知・徹底するとともに、定期的な訓練実施により活動手順、使用する資機材や装備使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について、あわせて周知・徹底するよう努めるものとする。

2. 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に地震・津波災害が発生した場合において、本部長等の幹部職員登庁を待つことなく必要な意思決定を行う。そのため、迅速・確実な連絡が可能なよう幹部職員に防災行政無線（携帯無線）、あるいは衛星通信や携帯電話（災害時優先電話仕様）の優先配備を検討する。

3. 町災害対策本部室等の整備

町は、次の点に留意しつつ町災害対策本部室等の整備を行うものとする。

(1) 町災害対策本部の代替施設

大規模な地震や大津波により本庁舎内に町災害対策本部の設置が不可能となった場合において、町災害対策本部機能を代替する施設

(2) 耐震性を備えた自家発電機の整備（無停電電源装置の整備）

エンジン発電式のみならずその他の代替エネルギーシステムの活用についても検討を行うよう努める。

(3) 町災害対策本部室・事務局室の確保並びに配置方法、電話等の通信機能の確保

(4) 情報を統括・分析する情報統括担当者への情報集約・伝達方法の確立、機材整備

(5) 町災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先的な復旧体制の整備

(6) 災害応急対策用の大判地図や書き込み・消去が可能なコーティング地図の整備等

(7) 手回し等自家発電機能付携帯型ラジオ

第2項 防災拠点施設等の整備

第1. 計画目標

地震災害時の防災拠点等の整備計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第2節「防災施設・資機材等整備計画」に準ずる。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主 な 担 当 課 など	支 援 課 など
災害救助法等の運用体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 福祉課 ☐ 学校教育課 ☐ 環境課

～基 本 方 針～

大規模な地震・津波災害が発生した場合には災害救助法が適用される。

町は、担当者がその運用に際して混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、対応マニュアル類を整備しておくものとする。

第1. 計画目標

災害救助法等の運用体制の整備計画は、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第3節「災害救助法等運用体制整備計画」に準ずるものとする。

第4節 情報管理体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第 1 地震等の情報収集体制整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課
第 2 被害情報等の収集管理体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団
第 3 情報通信施設等の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 財政課

～基 本 方 針～

町は、防災関係各機関と連携して、地震・津波等における情報管理体制の整備・充実に努める。

なお、町災害対策本部等の初動立ち上げ時においては、総合指令班に災害情報の統括を行う担当者を配置し、災害情報の収集・分析に専従させることなどにより、時間の経過とともに刻々と変化する災害関連情報を適切に管理または最新情報として共有し、町災害対策本部各班がより効果的な災害応急活動に入れるよう体制整備に努める。

第1項 地震等の情報収集体制整備

第1. 現況

本町および周辺市町には地震発生時の震度観測点が設置されており、これらの観測データに基づく地震予警報が気象庁や県等から町にただちに伝達されてくる。

「表Ⅴ.1.2 荊田町および町周辺の震度観測点」は資料編参照

第2. 計画目標

1. 地震等観測施設の整備

地震・津波の観測施設設置者および施設管理者は、常に地震や津波観測（波高観測）が正確に行われるよう、平常時から観測設備を整備・点検するとともに、観測者の観測技術の習得および精度の向上等を図りつつ、観測体制の整備または充実に努めるものとする。

2. 地震予報等の受信伝達体制の整備

気象庁などから発せられる地震・津波情報は、地震・津波災害時の応急対策を的確に行ううえで極めて重要である。そのため、町は、情報受信並びに伝達を迅速・的確に行うための体制を整備するとともに、全国瞬時警報システム（J-アラート）などを活用しつつ住民への即応性ある情報の伝達に努める。

3. 情報活用能力の向上

町および防災関係機関は、気象庁や観測機器から入手した地震や津波等の情報を迅速に解析または処理し、適切な避難指示などの意思決定に結びつけられるよう、情報の読み取り・瞬時判断能力等を研修、自己研さんにより向上させるものとする。

第2項 被害情報等の収集管理体制の整備

第1. 計画目標

1. 情報の収集連絡体制の整備

町および防災関係機関は、地震・津波による被害が、その町の中核機能に重大な影響をおよぼす事態に備えて、関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努める。また、その際、夜間・休日の場合等においても迅速に対応できる体制整備を図る。

2. 初動期における人命の安全確保情報等の収集管理体制の整備

町は、災害発生後の初動期における人命の安全確保情報等の収集並びに情報の管理体制について、次のような観点をもって迅速に対応するものとする。

- (1) 災害発生後の初動期には、人命の安全確保を第一目的として、主に次の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる。
 - 1) 要救出現場数
 - 2) 出火件数
 - 3) 被害状況（人的被害状況、倒壊家屋等の状況）
 - 4) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (2) 町および防災関係機関は、上記の各種情報をより効果的に収集管理するため、次の体制を整備していくものとする。
 - 1) 職員の居住区を考慮した情報収集に関する担当地域体制等の整備
 - 2) 参集職員からの被害情報の集約並びに迅速な情報解析・分析体制の整備
 - 3) 住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
 - 4) 関係職員や関係機関間における情報の共有化に向けた体制整備

第3項 情報通信施設等の整備

第1. 計画目標

情報通信施設等の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第5節「情報通信施設等整備計画」に準ずるものとする。

なお、町は施設の整備に当たっては、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、複数経路の情報通信手段や施設および運用体制を整備または強化する。特に、非常用の電源設備（無停電電源設備）を整備していくとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と耐震性・耐浪性のある堅固な高所への設置等を検討しつつ整備を推進していく。

「表Ⅱ.3.7 災害時に使用する主な通信手段と特徴」は資料編参照

第5節 広報・広聴体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
広報・広聴体制の整備	□総務課危機管理室	□総務課 □住民課 □福祉課 □消防本部 □消防団

～基 本 方 針～

町は、災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対し迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置するなどして、被災者や一般住民のさまざまな相談に適切に対応する。また、個別避難計画に基づき要配慮者等に対する情報提供が的確に行えるよう体制の整備を進める。

第1. 計画目標

地震・津波災害時における広報・広聴体制の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第6節「広報・広聴整備計画」に準ずるものとする。

第6節 二次災害の防止体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第 1 震災消防体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 消防本部
第 2 地震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 建設課 ☐ 農政課 ☐ 都市計画課 ☐ 総務課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団
第 3 危険物施設等災害予防計画	☐ 消防本部	☐ 行橋警察署(苅田交番) ☐ 交通商工課 ☐ 総務課危機管理室

～基 本 方 針～

町および防災関係機関は、地震、降雨あるいは津波浸水などに伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、被災建築物や被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに技術者の事前登録など活用のための施策を推進していくものとする。また、二次災害の防止を図るための必要な資機材の備蓄を行うものとする。

第1項 震災消防体制の整備

第1. 計画目標

地震災害時における消防体制の整備については本項に定めるほか、一般災害対策編第Ⅱ編第 1 章第 4 節「火災予防計画」に準ずるものとする。

1. 消防施設等の耐震化

町および消防本部は、初動および活動体制を確保するために、消防署等の整備、無線通信情報システムのデジタル化並びに個人携帯用無線機の装備等を推進する。

2. 消防水利等の強化

- (1) 町および消防本部は、地震・津波による火災発生に備え、消防水利を消火栓のみに偏らないように防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等によって消防水利の多様化を図っておくとともに、その適正な配置について検討していく。
- (2) 町および消防本部は、消防水利の不足または道路事情により消防活動が困難な地域に対して、消防水利の増設および消防資機材の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

3. 町、消防本部、消防団および自主防災組織等の連携強化

平常時から町および消防本部は、消防団および自主防災組織等の連携強化を図りつつ、被害区域の想定およびそれに伴う消防水利の確保並びに消防体制の整備に努めるものとする。

4. 市町村相互の応援体制の強化

町は、地震・津波災害時における消防活動の万全を期するため、消防に関し近隣市町などと応援協定を結び、相互に応援するように努める。

5. 火災予防査察の強化

消防本部は、消防法に規定する予防査察に際し、消防用設備等の耐震性強化について指導していく。

6. 住民に対する啓発

地震・津波発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、町および消防本部は、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じて地震発生時の火気使用設備、火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災発生の防止と初期消火の徹底を図る。また、住宅用防災機器(住警器)についても設置並びに普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり、あるいは一人暮らしの高齢者、障がいのある人等の住宅を優先し、住宅防火診断などを実施するよう努める。

第2項 地震・降雨等に伴う二次災害防止体制整備

第1. 計画目標

1. 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

町は、平常時から地震・降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員 OB など）の登録等について、検討・試行していくことで、災害時に応援要請が期待できる技術者等の情報集約に努めるものとする。

2. 資機材の備蓄・活用

町は、災害現場における応急対策時の二次災害を防止するために必要となる資機材を平常時より準備しておくとともに、その適切な使用方法等について職員等に習熟させるよう努める。

3. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

町は、地震や津波浸水により被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録推進および被災時の連絡体制確保並びに関係機関との連携体制の整備などに努めるものとする。

4. 被災宅地危険度判定体制の整備

町は、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して地震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、判定士の登録推進および被災時の連絡体制確保並びに関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

第3項 危険物施設等災害予防計画

第1. 計画目標

地震・津波災害時における危険物施設等の予防対策については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第7節「二次災害の防止体制整備計画」に準ずるものとする。

第7節 救出救助体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
救出救助体制の整備	□総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 住民課 ☐ 福祉課 ☐ 総合保健福祉センター ☐ 消防本部 ☐ 消防団 ☐ 建設課 ☐ 行橋警察署(苅田交番) ☐ 第七管区海上保安本部(門司海上保安部、苅田海上保安署)

～基 本 方 針～

地震・津波による震災時には倒壊家屋や崩壊土砂の下敷きになった者、あるいは津波等により流出倒壊家屋の中に閉じ込められた者等の人命の救出救助が優先されなければならない。そのため、町は、平常時から救出救助体制について検討し、救出用資機材の整備を図る。

第1. 計画目標

1. 救出救助体制の整備

町は、次のような救出救助体制を整備し、住民の安全確保に努める。

(1) 住民および自主防災組織における救出救助体制の検討

地震発生直後や津波襲来直後における倒壊家屋や流出家屋等の生き埋め者や閉じ込められた者の救出は、地域住民や自主防災組織に依拠する部分が極めて大きい。そのため、住民および自主防災組織は、地震・津波時における救出救助活動方法に習熟しておくとともに、必要な体制を検討しておく。

また、町は、住民および自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

(2) 町および消防本部における救出救助体制の整備

町および消防本部は、地震時に円滑に救出救助体制が確立できるよう、平常時から救出隊の編成方法等の救出救助体制の整備を行う。

(3) 津波災害に対する救出救助体制の整備

津波による災害は、町海岸域や河口域を中心として低地の広範囲におよぶおそれがあるため、町並びに消防本部は、門司海上保安部（苅田海上保安署）や行橋警察署、国土交通省苅田港湾事務所や県苅田港務所等の関係機関と、平常時から津波災害警戒区域における救出救助方法等について連携した救出救助体制の構築について協議しておき、迅速な救出救助体制の確立に努める。

2. 救出用資機材の整備

町および消防本部は、多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対処するため、救出用資機材の計画的な整備に努める。また、重機等については、建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を整備するほか、津波災害については、津波浸水のおそれのある沿岸地域等への応急対策のためのゴムボートや水上艇整備等について検討しておく。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町および消防本部は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織並びに住民に対し、救出救助活動を効果的に実施するための方法等について、教育や指導を通じて平常時から推進する。

4. 要配慮者に対する救出救護体制の整備

町は、個別避難計画に基づき、一人暮らしの高齢者や障がいのある人等の要配慮者に対する人命の安全確保を図るとともに、救出救護体制の充実を図る。

5. 医療機関との連携体制の整備

町および県、消防機関は、医療行為を行う医療機関と連携した救出救助を行うため、その連携体制について整備を推進する。また、地震災害では同時多発的に多数の死傷者の発生が予想され、その症状も多岐にわたることが予想されるため、国・県等の関係部局と連携した災害派遣医療チーム（DMAT）等の応援要請手順、あるいはチームの受入れ体制等について、平常時から体制整備に努める。

第8節 避難体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
第 1 避難誘導体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 学校教育課 ☐ 福祉課 ☐ 子育て・健康課 ☐ 総務課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団
第 2 避難所の整備および周知	☐ 総務課危機管理室	☐ 財政課 ☐ 子育て・健康課 ☐ 学校教育課 ☐ 施設所管課
第 3 学校・病院等における避難計画	☐ 学校教育課	☐ 総務課 ☐ 財政課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 住民課 ☐ 子育て・健康課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団 ☐ 各施設管理者

～基本方針～

町は、防災関係機関と連携して、災害時に住民等の生命および身体を守るため、安全かつ的確に避難行動・活動が行えるように必要な体制を整備しておく。また、指定緊急避難場所・指定一般避難所・避難路等の選定およびこれらの施設整備を推進し、計画的な避難対策の推進を図るものとする。なお、避難対策に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用を図るものとする。

第1項 避難誘導体制の整備

第1. 計画目標

地震・津波災害時における避難誘導体制の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に示す活動方法・内容に準ずるものとする。この場合、特に次の点に留意する。

1. 避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、本計画などに避難誘導計画をあらかじめ作成しておき、それに基づいた訓練を積極的に実施していく。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化について考慮しておくものとし、やむを得ず指定一般避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び苅田町以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- (1) 避難指示等を行う基準、その伝達方法
- (2) 避難指示等に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所及び指定一般避難所の名称、所在地、対象地区および対象人口
- (4) 指定緊急避難場所及び指定一般避難所への経路および誘導方法
- (5) 高齢者、障がいのある人等の要配慮者（避難行動要支援者）に配慮した避難支援体制
- (6) 津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール

2. 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

- (1) 避難支援計画（避難行動要支援者避難支援プラン全体計画等）の適切な運用

町は、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考に、「苅田町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を策定するとともに、避難行動要支援者名簿に対応した個別避難計画を策定するよう努める。これらの計画が災害時に適切に運用されるよう、平常時より支援関係者等と連携して、情報共有や防災訓練等に努める。

- (2) 地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織（自治会）や福祉事業者等の協力を得つつ、平常時より情報伝達体制の整備、要配慮者（特に避難行動要支援者）に関する情報の把握・共有等の要配慮者の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

第2項 避難所の整備および周知

第1. 計画目標

地震・津波災害における指定一般避難所等の整備計画については、本項に定めるほか一般災害対策編第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずるものとする。

1. 指定一般避難所等の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象として、各地域人口、避難単位、地形および災害に対する安全性（耐震性、津波浸水、危険物施設の位置等）に留意した指定一般避難所整備または施設点検を推進する。

なお、想定される地震や津波の態様に応じ、必要な数や規模の指定緊急避難場所を施設管理者の同意を得たうえであらかじめ指定していくように努める。また、必要と認める場合には避難路についてもあわせて検討する。

2. 指定一般避難所等の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

町は、町災害対策本部と指定一般避難所間での通信連絡手段を確保するために、通信機器等の整備や伝達ルート多重化に努める。

(2) 施設等の整備

指定一般避難所における貯水槽、仮設トイレ、床マット等のほか、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮したパーティション等、避難生活に必要なとなる施設等の整備に努める。

(3) 指定一般避難所の管理・運営体制整備

- 1) 指定一般避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、確実な指定一般避難所開設を行えるよう、複数箇所での鍵の管理体制について整備する。
- 2) 「荏田町避難所開設・運営マニュアル」等を活用し、指定一般避難所の運営に必要な事項について、職員や運営関係者（自主防災組織代表等の地域防災活動のリーダー等）に内容を周知・徹底する。

(4) 地域の防災拠点としての機能の整備

町は、指定一般避難所のうち必要と認められる施設については、地域の防災拠点としての機能強化に向けた整備を推進する。

3. 津波避難ビル等の指定

周囲に高台等がない地域では、5分以内に避難ができるよう堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するため、津波避難ビル等の指定を積極的に行うよう努める。なお、現在、大津波発生時等における津波避難ビルとしての使用に関する協定を、民間4社と締結している。

また、町は、津波避難ビル等の管理者と津波発生時の屋上の鍵の開錠等必要な事項について協議するよう努める。

4. 指定一般避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では地震後、自分の地域避難所を問い合わせる電話が殺到し、職員がその対応に追われ、貴重な災害情報の連絡に支障をきたしたと報告されている。また、東日本大震災では住民が想像していなかった範囲に大津波が到達して広範囲に浸水（冠水）したため、避難所が長期孤立または使用不能の状況となるなどして、地域として統制のとれた避難者受入れ活動ができなかった。

町は、これらの災害の教訓を踏まえつつ、平常時から住民に対し指定一般避難所に関する情報等について周知・徹底を図っていく。

- (1) 町広報紙、町ホームページなどインターネットによる周知
- (2) 案内板等の設置による周知
 - 1) 誘導標識
 - 2) 避難所案内図
 - 3) 避難所表示板（日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用）
 - 4) 災害の態様に応じた指定一般避難所の使用適性
- (3) 防災訓練による周知
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布による周知
- (5) 避難誘導計画に基づく避難地図（防災マップ等）の作成、配付による周知
- (6) 自主防災組織等を通じた周知

第3項 学校・病院等における避難計画

第1. 計画目標

地震・津波災害における学校、病院等の避難計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第8節「避難体制等整備計画」に準ずるものとする。

第9節 交通・輸送体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
交通・輸送体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 総務課 ☐ 交通商工課 ☐ 建設課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団

～基 本 方 針～

町は、防災関係機関と連携して、地震・津波災害時に避難や応急対策用の資機材並びに救助物資等の輸送に必要な車両や舟艇の整備に努め、あわせて輸送施設や輸送路等の整備を平時より進めておく。

第1. 計画目標

地震災害時における交通・輸送体制の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第9節「交通・輸送体制整備計画」に準ずるものとする。

第10節 医療救護体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主 な 担 当 課 など	支 援 課 など
医療救護体制の整備	□子育て・健康課	□総務課 □住民課 □福祉課 □総務課危機管理室 □消防本部 □消防団 □総合保健福祉センター □京都医師会

～基 本 方 針～

大規模な地震・津波災害発生時には、局地的または広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制も要求されるため、町は、これらに対応できる医療救護体制を整備する。

また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、町は、医薬品等の確保・供給体制を平常時から整備しておく。

第1. 計画目標

地震・津波災害時における医療救護体制の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第10節「医療救護体制整備計画」に準ずるものとする。

第11節 要配慮者安全確保体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
要配慮者安全確保体制の整備	☐ 総務課危機管理室 ☐ 福祉課	☐ 子育て・健康課 ☐ 学校教育課 ☐ 消防本部 ☐ 消防団 ☐ 総合保健福祉センター ☐ 京都医師会

～基 本 方 針～

近年の災害では、高齢者や傷病者、障がいのある人など健常者等と比較すると災害対応能力が弱い者が災害発生時において多数犠牲になるケースが多く見受けられる。

そのため、町は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」^{*1}に則り策定した「苅田町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」と、避難行動要支援者名簿および個別避難計画に基づき、地域ごとの避難行動要支援者に関する現状の把握を含め、高齢者や障がいのある人、あるいは未来を担う子ども達などの安全確保に努めるとともに、地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指す。

^{*1} <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/index.html>

第1. 計画目標

地震・津波災害時における要配慮者（特に避難行動要支援者）の安全確保体制整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第11節「要配慮者安全確保体制整備計画」に準ずるものとする。

第12節 災害ボランティアの活動環境等の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
災害ボランティアの活動環境等の整備	□福祉課	□総務課危機管理室 □住民課 □総務課 □消防本部 □消防団 □刈田町社会福祉協議会

～基 本 方 針～

大規模な地震・津波災害時において、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るとともに、ボランティア活動支援やリーダーの育成、受入れ体制の整備などボランティア活動の環境整備等に努める。

第1. 計画目標

地震・津波災害時における災害ボランティアの活動環境等の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第12節「災害ボランティアの活動環境等整備計画」に準ずるものとする。

第13節 物資等の調達・供給体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
物資等の調達・供給体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 財政課 ☐ 上下水道課 ☐ 総務課 ☐ 交通商工課 ☐ 建設課 ☐ 都市計画課

～基 本 方 針～

町は、大規模な地震が発生した場合の津波も含めた被害を想定しておき、必要な食料、生活必需品、非常用電源その他の物資について、あらかじめ備蓄・供給体制を整備し、それらの迅速な供給のための計画を定めておく。また、物資等の備蓄を行うに当たり、物資の性格に応じた集中備蓄または指定一般避難所の位置や収容人員等を勘案した分散備蓄を行うなどの観点にも配慮しつつ、物資備蓄拠点を設けるなどして体制の整備に努める。

第1. 計画目標

物資等の調達・供給体制の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第13節「災害備蓄物資等整備・供給計画」に準ずるものとする。

なお、町および関係機関は、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第10節「飲料水の供給」、第11節「食料の供給」、第12節「生活必需品等の供給」に各々示す活動方法・内容について同時に習熟しておくものとする。

第14節 住宅の確保体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
住宅の確保体制の整備	☐ 都市計画課	☐ 総務課危機管理室 ☐ 総務課 ☐ 財政課

～基 本 方 針～

地震・津波等の大規模な災害が発生した場合は、住家の流失や損壊等により長期にわたる避難が必要となることが多く、民生の早期安定のためには仮設住宅等の確保が重要となる。

町は、被災者に対し、応急仮設住宅などの住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制について整備しておく。

第1. 計画目標

地震・津波災害時における住宅確保体制の整備計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第14節「住宅の確保体制整備計画」に準ずるものとする。

第15節 保健衛生・防疫体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
保健衛生・防疫体制整備計画	□子育て・健康課	□学校教育課 □環境課 □農政課 □総務課 □総合保健福祉センター

～基 本 方 針～

災害による被災地域では衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病発生が多分に予想される。町は、保健福祉環境事務所や家畜保健衛生所等の関係機関との連携・協力のもとで、これらを防止するための保健衛生・防疫体制を整備する。

第1. 計画目標

地震・津波災害時における保健衛生や防疫体制の整備計画については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第15節「保健衛生・防疫体制整備計画」に準ずる。

また、町および関係機関は、一般災害対策編第Ⅲ編第2章 第15節「保健衛生・防疫対策」に示す活動方法・内容について習熟し、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質向上のための研修等を積極的に行っていく。

第16節 ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画	☐ 環境課	☐ 建設課 ☐ 総務課危機管理室 ☐ 清掃事務所 ☐ 上下水道課

～基 本 方 針～

地震や津波浸水など大規模な災害が発生した場合には、大量のごみやがれきが発生するとともに、平常時の処理体制では適正な処理が困難になるなどの問題が生じやすい。

町は、地震や津波による災害により、一時的に大量に発生した生活ごみ、および粗大ごみ、し尿、建物の消失・倒壊並びに解体により発生する廃木材やコンクリートがら等を適正に処理する体制を平常時から整備しておくよう努める。

第1. 計画目標

地震・津波災害時におけるごみやし尿、災害廃棄物等の処理体制整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第16節「ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制整備計画」に準ずるものとする。

また、町職員は、一般災害対策編第Ⅲ編第2章第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容について習熟するとともに、必要な体制の整備や確立に努めるものとする。

第17節 帰宅困難者支援体制の整備

【体制】

計 画 項 目	主な担当課など	支援課など
帰宅困難者支援体制の整備	☐ 総務課危機管理室	☐ 全課

～基 本 方 針～

本町には、多くの企業が集積しており、日々、周辺市町から多くの人々が通勤等で流入している。そのため、本町周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。

町は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。

第1. 計画目標

地震・津波災害時における帰宅困難者支援体制の整備については、一般災害対策編第Ⅱ編第3章第18節「帰宅困難者支援体制の整備」に準ずるものとする。